

よくわかる

ダイジェスト版
(おしらせ)

中退共済制度

CHU 小企業 退 職金 TAI 共 済制度 KYO

従業員の確かな安心のために備えよう。

退職金は国の制度を 上手に活用！

新規加入ならなんと1年間最高6万円
国が掛金の一部を助成

管理カンタン、手間いらず
納付状況、試算額もお知らせ
過去勤務も転職も通算可能

助かります、魅力の非課税
しっかり受けよう、
税法上の特典

ホテルもレジャーもお得に
便利な提携施設の
割引サービス



Q 中退共制度って？

国がつくった従業員の退職金制度です。



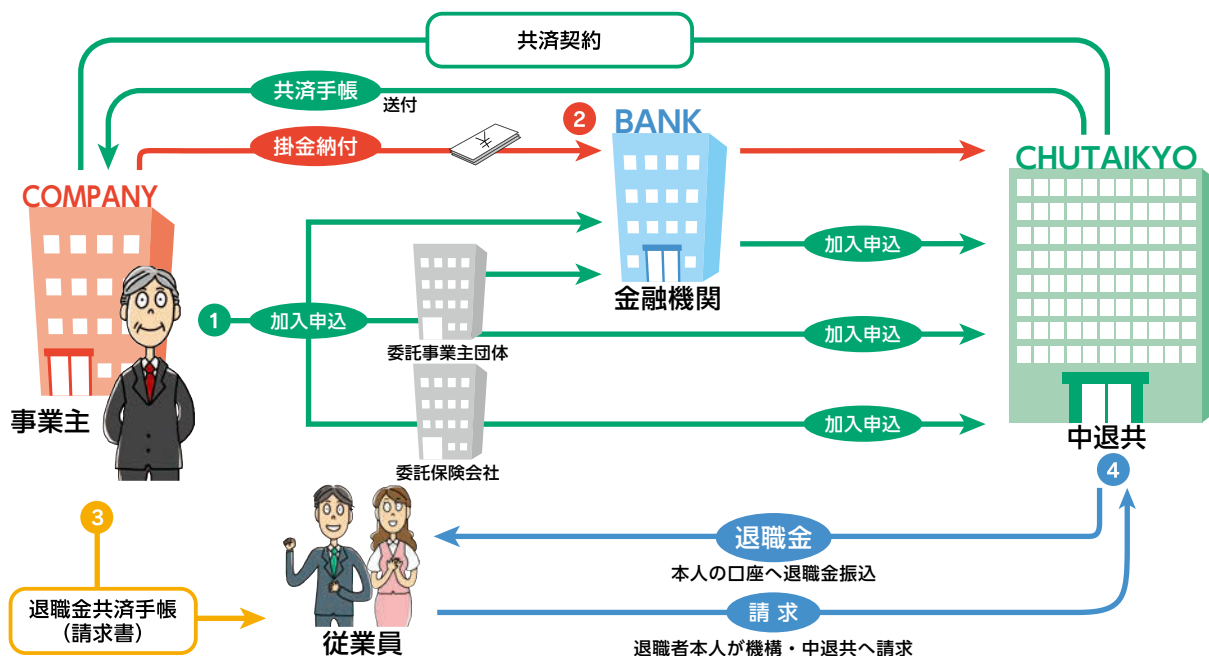
中小企業退職金共済制度(略称:中退共制度)は、昭和34年に国の中小企業対策の一環として制定された「中小企業退職金共済法」に基づき設けられた制度です。
この制度の運営は、独立行政法人勤労者退職金共済機構(機構) 中小企業退職金共済事業本部(中退共)が当たっています。

Q 制度のしくみを教えてください

事業主と機構・中退共が契約を結べば、
あとは退職者に直接支払い。



- ① 事業主が機構・中退共と退職金共済契約を結びます。後日、従業員ごとの共済手帳を送付します。
- ② 毎月の掛金を金融機関に納付します。掛金は全額事業主負担です。
- ③ 事業主は、従業員が退職したときに「退職金共済手帳(請求書)」を従業員に渡します。
- ④ 従業員の請求に基づいて機構・中退共から退職金が直接支払われます。





制度のメリットは何ですか？



何と言っても国の制度だから安全、安心です。

1

有利な国の掛金助成

初めて中退共制度に加入する事業主および掛金月額を増額する事業主に掛金の一部を国が助成します。

1.新規加入助成

初めて中退共制度に加入する事業主に掛金月額の1/2(従業員ごとに上限5,000円)を加入後4か月目から1年間、国が助成します。短時間労働者の特例掛金月額2,000円・3,000円・4,000円には掛金月額の1/2の額にそれぞれ300円・400円・500円が上乗せされます。

(注) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している事業主、解散存続厚生年金基金または特定退職金共済事業を廃止した団体から資産移換を希望する事業主は、助成の対象になりません。

2.月額変更助成

18,000円以下の掛金月額を増額する事業主に増額分の1/3を増額月から1年間、国が助成します。

(注) 20,000円以上の掛金月額からの増額は、助成の対象になりません。



同居の親族のみを雇用する事業主は「新規加入助成」および「月額変更助成」の対象になりません。

2

簡単な管理

掛金は口座振替ですので手間がかかりません。また、従業員ごとの納付状況や退職金試算額を事業主にお知らせしますので退職金の管理が簡単です。

3

掛金は非課税

掛金は、法人企業の場合は損金として、また、個人企業の場合は必要経費として、全額非課税となります。

(注) 資本金の額または出資の総額が1億円を超える法人の法人事業税には、外形標準課税が適用されます。

4

掛金月額の選択

従業員ごとに選択した掛金月額は加入後いつでも増額できます。また、掛金月額を減額する場合は一定の要件のもとで変更可能です。

5

通算制度でまとめた退職金

一定の要件を満たしていれば以下の通算ができます。

1.過去の勤務期間

事業主が初めて中退共制度に加入する際、すでに1年以上勤務している従業員について、加入前の勤務期間を通算できます。

(注) 小規模企業共済制度に加入していた期間は通算できません。

(注) 解散存続厚生年金基金および特定退職金共済制度を廃止した団体から資産移換する従業員は過去勤務期間の通算はできません。

2.中退共制度に加入している企業間を転職した場合

前の企業での掛金納付月数を通算できます。

3.中退共制度に加入している企業と特定退職金共済制度※に加入している企業間を転職した場合

それぞれの制度へ前の企業での退職金を通算できます。

※商工会議所、商工会などの団体が運営している特定退職金共済制度を指します。

6

退職金は直接従業員へ

退職金は、機構・中退共から直接、退職者の預金口座に振込みます。退職金は一時金払いのほかに、一定の要件を満たしていれば、本人の希望により全部または一部を分割して受け取ることができます。(事業主が従業員に代わって退職金を受け取ることはできません。)

参考

当機構には、一般従業員を対象とした中退共制度のほかに、建設業・清酒製造業・林業で働く期間を定めて雇用される従業員を対象にした退職金制度として、特定業種退職金共済制度があります。また、従業員の資産形成を支援する勤労者財産形成促進制度もあります。詳しくは、各事業本部へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

建設業退職金共済事業本部	TEL (03) 6731-2866
清酒製造業退職金共済事業本部	TEL (03) 6731-2887
林業退職金共済事業本部	TEL (03) 6731-2887
勤労者財産形成事業本部	TEL (03) 6731-2935



加入の条件はどうなっているの？

条件を満たしている中小企業であれば
どなたでも加入できます。



加入できる企業

一般業種(製造・建設業等)	卸売業	サービス業	小売業
常用従業員数 300人以下 または 資本金・出資金 3億円以下	常用従業員数 100人以下 または 資本金・出資金 1億円以下	常用従業員数 100人以下 または 資本金・出資金 5千万円以下	常用従業員数 50人以下 または 資本金・出資金 5千万円以下

加入できる企業は、業種によって異なります。

常時雇用する従業員には、1週間の所定労働時間が同じ企業に雇用されている通常の従業員とおおむね同等である者であって、①雇用期間の定めのない者②雇用期間が2か月を超えて雇用される者を含みます。

常時雇用する従業員数または資本金の額・出資の総額のいずれかが上記の範囲内であれば加入できます。ただし、資本金または出資金のない個人企業や、公益法人等の場合は、常時雇用する従業員数によります。加入後、従業員の増加等により中小企業者でなくなった場合、一定の要件を備えていれば、確定給付企業年金制度、確定拠出年金制度(企業型)または特定退職金共済制度に退職金相当額を引き継ぐことができます。

加入させる従業員

従業員は原則として全員加入させてください。

ただし、定年などで短期間内に退職することが明らかな従業員、休職期間中の従業員、期間を定めて雇われている従業員等は加入させなくてもよいことになっています。

ご注意(加入できない方)

- ①事業主および小規模企業共済制度の加入者、原則として法人企業の役員。
- ②中小企業退職金共済法に基づく「特定業種(建設業・清酒製造業・林業)退職金共済制度」の被共済者。
※社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している従業員は、中退共制度と重複して加入できないこととされています。

同居の親族のみを雇用する事業所の従業員も加入できます。

事業主と生計を一にする同居の親族のみを雇用する事業所の従業員も加入できます。詳しくは P4「Q. 加入の手続きを教えてください」④を参照してください。



掛金月額は選べますか？

年齢、勤続年数に応じて掛金を選べます。



掛金月額は、次の種類から従業員ごとに選択できます。

短時間労働者の方も加入することができます。

掛金月額(16種類)	5,000円	6,000円	7,000円	8,000円
	9,000円	10,000円	12,000円	14,000円
	16,000円	18,000円	20,000円	22,000円
	24,000円	26,000円	28,000円	30,000円
短時間労働者の特例掛金月額(3種類)				
短時間労働者は、16種類の掛金月額の他に3種類の特例掛金月額も選択できます。				
2,000円 3,000円 4,000円				
★短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が、同じ企業に雇用される通常の従業員よりも短く、かつ、30時間未満である従業員をいいます。				

加入申込先 ▶金融機関：銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫・商工中金

委託事業主団体：労働保険事務組合・中小企業団体中央会・商工会議所・商工会・青色申告会・労働基準協会・ハイヤー・タクシー協会・社会保険労務士会・中小企業勤労者福祉サービスセンター・税理士協同組合・TKC企業共済会 等

委託保険会社：取扱先は中退共へお問合せください

関係行政機関 ▶厚生労働省労働基準局勤労者生活課・都道府県労働福祉主管課・都道府県労働局

当機構とは別に、小規模企業の個人事業主・会社等の役員・個人事業主の共同経営者を対象とした、小規模企業共済制度があります。この制度については、独立行政法人 中小企業基盤整備機構へお問い合わせください。

独立行政法人 中小企業基盤整備機構
共済相談室 TEL (050) 5541-7171
URL <http://www.smrj.go.jp/>

Q 加入の手続きを教えてください



- ① 「新規申込書」に記入、押印または署名をして、金融機関、委託事業主団体または委託保険会社に提出していただきます。加入後、新たに従業員を採用した場合などは、「追加申込書」を使用してください。（追加用の申込書を加入申込先（P.3 参照）の窓口にて提出していただきます。）
- ② 短時間労働者が加入する場合は、「労働条件通知書（雇入通知書）」または「労働契約書」のいずれかの写しを添えてください。
- ③ 新規加入の際、常時雇用する従業員数が次の規模以上の場合は「中小企業者であることの証明」が必要になります。
 ◎一般業種（製造業・建設業等）は250人 ◎卸売業、サービス業は90人 ◎小売業は40人
 なお、この証明を必要とする法人企業のうち、資本金の額または出資金の総額が中小企業者の範囲内であれば、現在事項一部証明書（登記簿抄本）を添えることで中小企業者であることの証明に代えることができます。
- ④ 事業主と生計を一にする同居の親族が加入する場合、使用従属関係が確認できる書類として、「申込み従業員についての確認書（チェックシート）」「労働条件通知書の写し（ない場合は労働条件確認書）」「賃金の支払いがあることが確認できる書類（賃金台帳の写し等）」が必要です。詳しくは「同居の親族についてのちらし」をご請求ください。
- ⑤ 平成 26 年 4 月以後に解散した存続厚生年金基金から中退共制度へ移行の申出ができることとなりました。これに伴い、新規加入申込時に平成 26 年 4 月 1 日時点での存続厚生年金基金加入の有無等を確認させていただきます。
- ⑥ 申込書提出時に、当該申込書の記載事項等を証明する書類の提出を求める場合があります。
- ⑦ 平成 28 年 4 月以後に特定退職金共済制度を廃止した団体から中退共制度へ資産移換ができます。

Q 退職金額はどう算出するの？



退職金は基本退職金と付加退職金の2本建てです。

退職金

=

基本退職金

掛金月額と掛金納付月数に応じて法令で定められている金額で、制度全体として予定運用利回りを1%として設計し定められた金額です。

（注）予定運用利回りは、法令の改正により変わることがあります。

+

付加退職金

運用利回りが予定運用利回りを上回った場合、これを基本退職金に上積みするもので、運用収入の状況等に応じて定められる金額です。具体的には、掛金納付月数の4 3か月目とその後1 2か月ごとの基本退職金相当額に、厚生労働大臣が定めるその年度の支給率を乗じて得た額を、退職時まで累計した総額です。

- ① 掛金の納付が1年未満の場合は、退職金は支給されません。1年以上2年未満の場合は掛金相当額を下回る額になります。2年から3年6か月では掛金相当額となります。（これらは長期加入者の退職金を手厚くするためです。）3年7か月から掛金相当額を上回る額になります。
- ② 退職金の受給権者は、従業員です。従業員の死亡による退職の場合は、その遺族が受給権者となります。

基本退職金額表（抜粋）

1,000円 当りの額	納付年数（月数）	掛 金 月 額								（単位：円）	
		2,000円	5,000円	10,000円	14,000円	18,000円	22,000円	26,000円	30,000円		
0	（1月～11月）	0	0	0	0	0	0	0	0		
3,600	1年（12月）	7,200	18,000	36,000	50,400	64,800	79,200	93,600	108,000		
24,000	2年（24月）	48,000	120,000	240,000	336,000	432,000	528,000	624,000	720,000		
36,000	3年（36月）	72,000	180,000	360,000	504,000	648,000	792,000	936,000	1,080,000		
48,170	4年（48月）	96,340	240,850	481,700	674,380	867,060	1,059,740	1,252,420	1,445,100		
60,820	5年（60月）	121,640	304,100	608,200	851,480	1,094,760	1,338,040	1,581,320	1,824,600		
73,710	6年（72月）	147,420	368,550	737,100	1,031,940	1,326,780	1,621,620	1,916,460	2,211,300		
86,760	7年（84月）	173,520	433,800	867,600	1,214,640	1,561,680	1,908,720	2,255,760	2,602,800		
99,950	8年（96月）	199,900	499,750	999,500	1,399,300	1,799,100	2,198,900	2,598,700	2,998,500		
113,230	9年（108月）	226,460	566,150	1,132,300	1,585,220	2,038,140	2,491,060	2,943,980	3,396,900		
126,560	10年（120月）	253,120	632,800	1,265,600	1,771,840	2,278,080	2,784,320	3,290,560	3,796,800		
195,000	15年（180月）	390,000	975,000	1,950,000	2,730,000	3,510,000	4,290,000	5,070,000	5,850,000		
266,660	20年（240月）	533,320	1,333,300	2,666,600	3,733,240	4,799,880	5,866,520	6,933,160	7,999,800		
342,080	25年（300月）	684,160	1,710,400	3,420,800	4,789,120	6,157,440	7,525,760	8,894,080	10,262,400		
421,310	30年（360月）	842,620	2,106,550	4,213,100	5,898,340	7,583,580	9,268,820	10,954,060	12,639,300		
504,580	35年（420月）	1,009,160	2,522,900	5,045,800	7,064,120	9,082,440	11,100,760	13,119,080	15,137,400		
591,790	40年（480月）	1,183,580	2,958,950	5,917,900	8,285,060	10,652,220	13,019,380	15,386,540	17,753,700		
682,630	45年（540月）	1,365,260	3,413,150	6,826,300	9,556,820	12,287,340	15,017,860	17,748,380	20,478,900		

（注1）本表は基本退職金のみで、付加退職金を含んでおりません。（注2）本表は平成14年11月1日から適用。なお、基本退職金額表は法令の改正により変わることがあります。

まずは資料を
ご請求ください

FAX 03-5955-8220

希望する資料番号に○を付けてください

よくわかる
1. 中退共制度＜詳細版＞



あらし
2. 同居の親族についてのちらし
(同居の親族を雇用する事業所の加入について)



厚生年金基金のちらし
3. (解散存続厚生年金基金からの資産移換について)



次の項目についてご記入ください

郵便番号			
住所 (企業の所在地)	都道府県	市郡区	
フリガナ			
名称 または氏名			

担当部署・担当者名
電話番号
FAX 番号

業種	資本金の額または出資の総額	円
常時雇用する従業員数	パート従業員数	人

※ご記入いただきました個人情報は中退共本部の加入促進活動に必要な範囲内で利用させていただきます。
中退共本部では個人情報を適切な安全対策のもとに管理し、漏えいなどの防止に努めます。また、お客様の同意なく第三者に開示・提供はいたしません。

制度についてのご相談は中退共本部または下記コーナーへ

独立行政法人勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1
TEL 03-6907-1234 FAX 03-5955-8211

中退共名古屋コーナー

〒461-0004 名古屋市東区葵3-15-31
(千種第3ビル2F)
TEL 052-856-8151 FAX 052-856-8155

中退共大阪コーナー

〒550-0011 大阪市西区阿波座1-7-13
(商工中金阿波座ビル7F)
TEL 06-6536-1851 FAX 06-6536-1850



電話受付時間 中退共本部 9:00～17:15、コーナー 9:00～17:00(どちらも土日祝日は除く)

窓口受付時間 中退共本部 9:00～17:00、コーナー 9:00～16:30(//)

中退共制度に関する情報はモバイルサイトでもご覧いただけます。
QRコードを読み取ってアクセスしてください。→



ホームページをご覧ください

中退共

検索

動画での詳しい解説もどうぞ

さらにわかりやすい!

